

《市指定有形文化財》

関宿城埋門を復元修理

～現存する数少ない城の建造物を次の世代に伝える～

市指定文化財 関宿城埋門（せきやどじょううずめもん）は、関宿城の三の丸に設置されていた門のひとつで、明治維新後の廃城に伴い民間へ払い下げられ、現在の歴史広場へ移築された。老朽化による劣化が進み、屋根瓦の破損や板塀の虫食いなどで文化財としての価値が損なわれるおそれがあったことから、このたび、往時の姿を復元し当該文化財を後世に永く残すため復元修理を行った。

関宿城埋門は、元は関宿城三の丸に設置されていたもので、平時は本丸までの通用門として使用されていたが、簡素な造りのため、籠城戦の際は内側を三分の二の高さまで土で埋めて、敵の侵攻を防ぐという役割を担っていたと伝えられている。

明治維新後の廃城に伴い民間に払い下げられ、現在の歴史広場へ移築された。

門の鬼瓦には、江戸時代中期から明治維新まで関宿藩主を務めた久世氏の家紋「久世鷹の羽」があしらわれ、城門であったことを現代に伝えており、千葉県内において現存する数少ない城の建築物の一棟である。平成 12（2000）年に関宿町の有形文化財に指定され、15（2008）年の合併により野田市に移管された。

修繕に関しては、関宿町において平成 13（2001）年に修繕等の保存手当がなされたほか、合併後の 23（2011）年には、東日本大震災の影響により屋根瓦の一部が落下するなどの被害が生じ、翌 24（2012）年に破損した瓦の復元や屋根瓦の全面的なふき直しなどの補修を行っている。

今回の修繕は、老朽化による劣化が進み、文化財としての価値が損なわれるおそれがあったことから保存修理を行ったもの。修復作業には伝統的な技術と現代の技術が組み合わせられ、屋根瓦や漆喰の修復、門框（もんかまち）の復元及び礎石据え直し、板塀の張替のほか、地震耐力を増やすため板塀控材（ひかえざい）の補強を行った。

●関宿城埋門の概要

【名称及び数量】市指定有形文化財（建造物） 関宿城埋門 1 棟

【所在地】野田市東高野 94 番地地先（歴史広場内）

【構造形式】桁行 2.727 メートル、梁間 1.818 メートル、薬医門切妻造、
棧瓦葺、脇堀左右 4 間付

●保存修繕の概要

【修繕費】5,390 千円

【工期】令和 5 年 7 月 27 日～令和 6 年 3 月 15 日

【完成日】令和 6 年 3 月 15 日

問合せ＝生涯学習課・直通 04-7199-8595

代表 04-7125-1111（内線 2651）



復元工事後



復元工事前

門框が撤去されていた





礎石据え直し

板塀控材の補強



板塀土台取替

板塀控材の補強
コンクリート基礎新設